

第39号議案

府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定に関する手数料を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の5審査事務関係の表10の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項単位・金額の欄第3号及び第4号中「又は」を「若しくは」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は建築行為を伴わない長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別表の5審査事務関係の表11の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

別表の5審査事務関係の表13の項事務の欄及び名称の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項の次に次の1項を加える。

13の2	長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
------	--	--	-------	----------

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。